

国立大学法人和歌山大学理事に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程 第 8 号  
最終改正 令和 5年 6月 23日

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の理事の任免、任期及びその他必要な事項を定める。

(職務)

第2条 理事は、本学の役員として、組織規則第4条に規定する職務を行う。

(選任及び任命)

第3条 理事の選任及び任命は、学長が行う。

2 学長は、理事を選任する際は、学外者を含むものとする。

3 学長は、理事を選任した場合は、国立大学法人和歌山大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）及び国立大学法人和歌山大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に報告するものとする。

(任期等)

第4条 理事の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該理事を任命した学長の任期を超えることはできない。

2 学長は、理事の任期中に欠員が生じた場合は、後任者を選任することとし、前任者の残任期間とする。

3 本学教員から登用された理事が任期満了となった場合は、登用される前の学部等又は基幹等の教員にもどることができる。また、そのための措置をとるものとする。

(解任)

第5条 学長は、理事が理事としての職務に堪えないと判断する場合は、解任することができる。

2 本学教員から登用された理事が任期途中で解任された場合は、登用される前の学部の教員にもどることができる。そのための措置をとるものとする。

3 理事の解任に関する手続きの詳細は、役員会にて定める。

4 学長は、理事を解任した場合は、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(兼務)

第6条 理事は、職務に支障のない範囲において、教員の職務を兼ねることができる。

(給与等)

第7条 理事に係る給与及び手当等については、国立大学法人和歌山大学役員給与規程による。

(退職手当)

第8条 理事が退職した場合は、退職手当を支給する。

2 退職手当の支給等に関しては、国立大学法人和歌山大学役員退職手当支給規程による。

(副理事)

第9条 学長が必要と認めた場合は、副理事を置くことができる。

#### 理事に関する規程

- 2 副理事は、学長の指定する重要事項について所掌し、役員の職務を補佐する。
- 3 副理事は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。
- 4 副理事の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該副理事を任命した学長の任期を超えることはできない。

(理事補佐)

第10条 学長が必要と認めた場合は、理事補佐を置くことができる。

- 2 理事補佐は、学長及び特定の理事の命を受けて、当該理事の職務を補佐する。
- 3 理事補佐は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。
- 4 理事補佐の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該理事補佐が補佐する理事の任期を超えることはできない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される理事の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成17年7月31日までとする。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1775号）  
この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2166号）  
この改正規程は、令和元年5月15日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2654号）  
この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。